

今後の5年雇止めと例外措置、 無期雇用契約への転換に向けた

労 働契約法が改正され(2013年施行)、
有期雇用契約の更新により通算雇用期
間が5年を超えた場合、労働者の申し出によ
り無期雇用契約への転換ができる制度(無期
転換権)が導入されました。

一 方、京都大学においては2005年4月
以降に採用される時間雇用教職員から、
通算5年の雇用上限が設けられており、
5年雇止めが問題になっています。2010年
には、5年満期者がこれまで従事していた業
務の公募に応募し選考された場合には、5年
を超えて勤務できる例外措置が設けられま
した。しかし、例外措置の運用は部局に委ねら
れており、例外措置を積極的に活用する部局
と、例外措置を実施しない方針をとる部局と
で対応が分かれています。

今 年3月24日の国会質問において、厚
生労働大臣は「無期転換を避けること
を目的に、無期転換申込権の発生前に雇止め
をすることは、労働契約法の趣旨に照らし望
ましくない」と答弁し、こうした対応をする
事業者に対して啓発指導を行っていく考えを
示しました。

無 期転換すれば長期雇用に至ることは必
然であり、長期雇用を抑制するために
例外措置を実施しないという方針をとる部局
は、上記の厚生労働大臣の見解と相容れませ
ん。職員組合は、この国会答弁を示して労務
管理室と折衝を重ね、6/30の折衝で「例外
措置をしないという取決めや申し合わせをし
ている部局があれば、改正労働契約法の趣旨
にそぐわず望ましくないので改善を求める」
という見解を引き出しました。

5年雇止めをめぐる情勢は、いま大きく動
き始めています。

説明会

7月25日(火) 昼休み
理学部4号館104号室



7月27日(木) 昼休み
京都大学職員組合 事務所



主催：京都大学職員組合
講師：石田茂光氏(全大教近畿事務局長)

職員組合ニュース

就任あいさつ

京都大学職員組合
2017年度 中央執行委員長



白岩 立彦
(農学研究科 教授)



2017年度の委員長をさせていただく農学研究
科の白岩立彦です。専門は作物学という農業生
産に近い分野で、ダイズとイネの多収要因の解
明を主なテーマにしております。どうかよろしくお
願いいたします。

組合では、労働環境、教育研究環境、軍事研
究問題を含む大学自治、学内自治の各面で課題
は多くそれらはどれも大切です。しかし、今期の
組合にとってはとくに、来年度にはじまる有期雇
用の無期転換をどう支援するか、例外措置適用
をいかに促進するかが重要になっております。そ
れは、組合員さんの雇用に直接関わることであり、
格差の拡大と不安定な雇用の増大を何とかしな
ければならない背景から行われた労働契約法改
正の趣旨を実現することでもあります。また、「教
育研究現場の財産である人的資源(全大教議
案)」の確保によって大学の教育研究力を高め医
療を充実させる前向きな意義をもっていると思
います。これまで、労務管理室との先日の事務折
衝の結果として報告されているような前進もあり

ますが(ニュースをご覧下さい)、今後各職場で
いわゆる財源問題など様々なやりとりが予想され
ます。このような議論を進めるには、そして数々
の課題を解決するためには、組合員さんが増え
ることで組合の力を高めることが不可欠であり
ます。このため、組合員拡大は、今期のもう一つ
の重点課題になっております。

農学部支部役員を何度かやってきました。正
直いって、多忙化が進む中では組合運動のある
程度の後退は仕方ない、今は低空飛行でいいか
ら持続させるのが肝要、と思っていました。最近
は、内外に存在する不穏・不安や、ポストウル
ースや右傾化の風潮をみていて、社会のため
にも私たちの組合の発展が強く求められるよう
に感じております。非力ゆえ活動に波が生じるか
もしれません。そのときは何卒ご海容下さい。定
期大会で多くのご意見をいただいたように、引
き続きご指導とご協力をよろしくお願いいたします。

時間雇用教職員の夏季休暇・休業について



週勤務日数が4日以下でも夏季休暇を取得することができます

時間雇用教職員の方も有給の夏季休暇を取得することができます。夏季休暇の取得可能日数は下記の通りです。

週5日勤務の場合	3日
週4日勤務の場合	2日
週3日勤務の場合	1日

2015年度までは、週5日勤務の時間雇用教職員しか夏季休暇は取得できませんでしたが、職員組合が粘り強く交渉を続けた結果、2016年度より週4日以下の勤務の場合にも夏季休暇が取得できるようになりました。

8/14(月)～16(水)の一斉休業日に夏季休暇を充てることができます

本学では、2011年より8月第三月曜日・火曜日・水曜日の3日間が夏季一斉休業とされました。時間雇用教職員は「勤務を要さない日」という扱いになり、勤務できない分が減収になってまいります。

この件についても職員組合は交渉を重ね、時間雇用教職員については、夏季一斉休業日に夏季休暇を充てることができる運用を認めさせました。夏季休暇は有給であるため、夏季一斉休業による減収を回避することができるようになりました。

職員組合としては、さらに踏み込んで、創立記念日休業と同様に夏季一斉休業も有給の休日とすることを求めています。

部局・部署独自の一斉休業の設定に当たっては、時間雇用教職員に配慮を

近年、休暇取得推進のとりくみの一環として、5月の連休や夏季一斉休業の前後に、連続して休暇を取得することを推奨する通知が出されています。これに呼応する形で、部局や部署が独自に夏季一斉休業の前後に休業日を設定する事例が増えていきます。

部局・部署の独自の一斉休業日は、そこに勤務する人に協力を得て、その期間に一斉に年休や夏季休暇を取得することで成立します。

しかし、時間雇用教職員の場合、付与されている年休の日数が少なく、部局・部署独自の一斉休業に合わせて取得できないという方もいるでしょう。4月に新規採用となった方については、8月の時点で年休が付与されておらず、選択の余地がありません。夏季休暇についても、先述の夏季一斉休業に充てたいという方もいらっしゃるでしょう。

こうした事情を顧みず、部局・部署独自の一斉休業により、時間雇用教職員の勤務予定日について勤務ができなくなった場合には、労基法第76条による休業補償の支払が必要になります。

これまでに一斉休業を独自に実施してきた部局・部署の中には、一斉休業期間中に時間雇用教職員が勤務を希望する場合には、勤務できる部屋や従事する業務を用意するなどの配慮が見られます。

今季新たに独自の一斉休業の設定を予定している部局・部署につきましても、こうしたご配慮をいただきますよう、よろしく申し上げます。



技術職員の昇任・昇格に遅れが生じている



職員組合は、東日本大震災の復興支援を口実にした賃金引き下げに対する、未払い賃金請求訴訟に取り組んで来ました。減額された賃金を計算する過程で、技術職員の昇任・昇格が事務職員や図書館職員に比べて遅れているのではないかと疑念を抱きました。また、何人かの技術職員の組合員からも、自身の昇格が遅れているのではないかと、という相談も寄せられるようになったことから、調査を開始しました。

京都大学が公開している職員の給与水準に関する資料、関係者への取材、人事部門への資料照会などを行う中で、想像以上に大きな格差の存在が浮かび上がってきました。

特徴的なのは4級者の人数と割合です。下表は京都大学が公開している資料から、一般職全体に占める4級者の数と割合を抜粋したものです。

2011年4月	139人(11.9%)
2012年4月	323人(27.1%)
2013年4月	315人(26.9%)
2014年4月	328人(27.4%)

2011年から2012年にかけて、急増していることが見てとれます。これは、この時期に「職と級の一致」の措置が講じられ、掛長や専門職員が一斉に4級に格付けされたためです。一方、職員組合が入手した2014年8月時点の技術職員の4級者の人数・割合は、387人中54人、割合にして13.9%と一般職全体にせまる4級者の割合の半分程度しかありません。関係者への取材から得た情報によると、事務職員と図書館職員は2012年に「職と級の一致」が実施されたが、技術職員については、それぞれの級に求められる職能と評価制度が明確でないとして、職級一致が見送られていました。

総合技術部としては、事務職員・図書館職員と対応する評価基準を策定し、技術職員の一次評定には上位級の技術職員が当たるようにする評定体制の見直しを行い、昇任・昇格改善にとりくんでいるとのこと。

職員組合としては、引き続き技術職員の昇任・昇格状況の調査を行い、今期中に改善を求める要求項目をとりまとめて、京大法人との団体交渉を構えていく考えです。

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365
http://join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email: office@adm.kyodai-union.org
URL: http://www.kyodai-union.gr.jp

京都大学職員組合 加入申込書

ふりがな	性別	申込日	年	月	日
		生年月日			
所属部局:	部署:				
職種/職名:	(例: 教員/准教授)				
雇用形態:	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 有期雇用 <input type="checkbox"/> 時間雇用 <input type="checkbox"/> 再雇用 <input type="checkbox"/> その他 (
組合費:	<input checked="" type="checkbox"/> 給与控除(通常はこちら) <input type="checkbox"/> 給与控除以外の徴収法を希望()				
E-mail:	@				